

車両用燃料売買単価契約書（案）

契約期間：令和8年4月2日～令和9年3月31日

沖縄県南部土木事務所

(代金の支払)

第9条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

- 2 甲は、自己の責に帰する事由により燃料等の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(単価の改定)

第10条 単価の改定は、別記「契約単価改定基準」に基づき行うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の事項に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められたとき。
- (3) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第13条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の該当契約の相手方をいう。以下同じ。）

が、排除対象者（前条第1項第3号から第7号に該当するものをいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は不当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第14条 乙は、この契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（損害賠償）

第15条 第12条の規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（疑義の解決）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

甲 住所 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37

氏名 沖縄県南部土木事務所

所 長

乙 住所

氏名

別表

	規格	単位	契約単価	備考
燃料	レギュラー ガソリン	L	円	

	規格	単位	契約単価	備考
燃料	軽油	L	円	

上記の金額に消費税及び地方消費税は含みません。